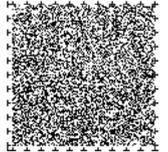


11 郵便等による不在者投票について



身体の障がい等により投票所へ行けない方は、郵便等で不在者投票をする制度があります。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

1 本人が自分で投票用紙に記載できる場合 (次の障がいの程度（○印）または要介護状態区分に該当する方)

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度		
		1級	2級	3級
	両下肢・体幹・移動機能の障がい	○	○	×
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	○	—	○
	免疫・肝臓の障がい	○	○	○

戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢・体幹の障がい	○	○	○	×
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

2 本人が自分で投票用紙に記載できない場合

上記1の障がいの程度（○印）または要介護状態区分のいずれかに該当し、さらに、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の下記の障がいに該当する方は、あらかじめ代理記載人を届け出ることによって、投票の際、選挙人本人に代わって候補者名等を記載させることができます。

身体障害者手帳	上肢または視覚の障がいの程度が1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症まで

※ 手帳の記載内容が上記の「障がいの程度」に該当するかどうか不明なときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 郵便等による不在者投票は、あらかじめ選挙管理委員会に申請を行い、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。この「郵便等投票証明書」の有効期限は、交付の日から7年間です。

ただし、要介護者は介護認定の有効期間の末日までとなっており、介護保険被保険者証更新の度に再交付申請が必要です。

いずれの場合も有効期限が切れた場合や紛失した場合は、再交付申請が必要です。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

窓口 函館市東雲町4番13号 (☎ 21 - 3592 FAX 22 - 3596)
函館市選挙管理委員会事務局 函館市役所8階
(各支所では受け付けておりません。)

